

加古川市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱

令和5年3月22日

こども部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を抱える保護者の子育てを応援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換等ができる施設を加古川市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録し、その所在を広く周知するとともに設置を促すことにより、安心して外出できる環境を整え、もって、子育てしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用できる者（以下「利用者」という。）は、授乳又はおむつ交換等の必要がある乳幼児連れの保護者等とする。

(登録基準)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設及び商業施設など、不特定多数の人が利用できる施設で、次の各号に掲げる基準の全て又は一部を満たす施設とする。

- (1) 利用者が外部の目を気にせずに授乳できる設備があること。
 - (2) ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備があること。
 - (3) 利用者が乳幼児から目を離すことなくトイレを利用できる設備があること。
- 2 遊興飲食させる店舗や風俗店など、青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。
- 3 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設でないこと。

(登録方法)

第4条 赤ちゃんの駅の登録を受けようとする施設の管理者は、市が定める電子申請の方式により市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の提出があったときは速やかに審査し、前条の登録基準を満たす施設と認めるときは赤ちゃんの駅として登録し、赤ちゃんの駅掲示物（様式第1号）を交付するものとする。

(登録変更等)

第5条 前条第2項の規定により登録を受けた施設（以下「登録施設」という。）の管理者は、登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、市が定める電子申請の方式により市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録施設が第3条の登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は登録施設として適当でないとき、登録を解除することができる。

(施設の管理及び利用の制限等)

第6条 登録施設の管理者は、赤ちゃんの駅をその責任において管理するものとし、利用者の安全確保について十分な注意と配慮を行うものとする。

2 登録施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

(1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、支障があると認められるとき

(2) 利用者が登録施設の管理者の指示に従わなかったとき

(3) 臨時的に施設を休業するとき

(4) その他施設管理上の支障があるとき

(表示)

第7条 登録施設の管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた赤ちゃんの駅掲示物を掲示し、当該掲示物を適正に管理するものとする。

(実施状況報告等)

第8条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

(広報等)

第9条 市長は、市のホームページや刊行物への掲載等により、登録施設を市民に広く周知するものとする。

2 市長は、ソーシャルネットワークサービスを通じて、登録施設を市民に広く周知することができる。

3 登録施設は、当該登録施設の商品及び広告に登録施設である旨を表示することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

